

平成 31 年 2 月 21 日  
日本貸金業協会

「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）の  
意見募集について

日本貸金業協会では、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」（以下「細則」といいます。）の一部改正（案）を（別紙）のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、本「細則」については当協会の業務規程であり、貸金業法第 33 条第 1 項に基づき金融庁の認可を受けることになります。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正の概要

個人情報の保護に関する法律施行規則が、平成30年5月9日に一部改正されました。

また、平成31年1月23日に「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」が施行されました。

これらの改正等を踏まえ、当協会の「細則」の一部改正を行います。

2. 「細則」の主な改正内容

第4条関係

第4条に「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報委員会告示第4号）」を新設する。

3. 「細則」の施行

施行については、協会機関決定を経、金融庁の認可後に施行します。

4. ご意見等の募集要領

この改正案についてご意見等がありましたら、平成31年3月6日（水）17時00分（必着）までに、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便、FAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報は、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

[\(別紙\)【新旧対照表】「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正\(案\)](#)

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

<ご意見等の送付先>

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F  
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail又はFAXの場合

e-mail:[iken@j-fsa.jp](mailto:iken@j-fsa.jp)

F A X : 03-5739-3027

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 中村・河合

電話番号 : 03-5739-3019